

別紙

不認定日	不認定の理由	講じた措置
令和3年 10月25日	<p>社会福祉施設に係る指定管理料及び社会福祉事業に係る委託料について、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）が課されない取引（以下「非課税取引」という。）であるものを、消費税が課される取引（以下「課税取引」という。）として取り扱っていたものが含まれていたこと（以下「本件事案」という。）を受け、令和2年度八尾市一般会計歳入歳出決算及び令和2年度八尾市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を不認定とされたもの</p>	<p>本件事案に対し、次の措置を講じた。</p> <p>(1) 令和2年度以前の支出について講じた措置</p> <p>誤りが生じている可能性がある事業を抽出した後、本件事案の対象となる事業を確定し、該当事業の指定管理者及び受託事業者（以下「指定管理者等」という。）に対し状況の説明及び協議を行い、誤って支出していた消費税相当額を確定した。なお、これらの手続を進めるに当たっては、適宜税務署、弁護士等への確認及び相談を通じて行った。</p> <p>その後、当該確定額を本市への返還額として指定管理者等へ通知し、令和3年度補正予算として計上した。</p> <p>なお、令和3年度の契約等については、前記の協議に併せ、非課税取引であることを前提とする契約額等の見直しを行っており、今後、適正に支出することとした。</p> <p>(2) 再発防止のための措置</p> <p>今後、本件事案と同様の誤りが生じないように、非課税取引となる事業については、協定書又は契約書に非課税取引であることを明記するとともに、社会福祉事業等の契約の締結等に係る決裁手続において、課税取引又は非課税取引のいずれの事業であるかを起案文書に記述するよう改めることとした。</p> <p>また、指定管理者等の募集に当たっては、募集要項等に非課税取引である旨を明記し、本市及び指定管理者等の双方に本件事案と同様の錯誤が生じないように改めることとした。</p>